平成２２年（フ）第２４８号
富山市月岡東緑町１丁目29番地６
債務者　髙寺　宏典
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５２号
富山市高屋敷823番地15　市営住宅８棟405号
債務者　八川香代子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５７号
富山県滑川市上小泉324番地　レオパレスＫＯＩＺＵＭＩ－Ｉ207、前住所富山県砺波市本町８番８号　フレグランスおばた105号
債務者　下田　雄一
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５８号
富山県滑川市上小泉324番地　レオパレスＫＯＩＺＵＭＩ－Ｉ207、前住所富山県砺波市本町８番８号　フレグランスおばた105号
債務者　下田　春美（旧姓大向）
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２７号
千葉県松戸市新松戸６丁目255番地の１　パラダイス・ラ・ポールＢ―101号
債務者　高月美宝子（旧姓草津）
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５７３号
千葉県松戸市樋野口928番地
債務者　佐藤　貴史
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５９２号
千葉県柏市根戸483番地30レジデンス柏205号
債務者　後藤　　良
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６０２号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町121番地　サンホワイト102号
債務者　山下　正廣
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６０５号
千葉県松戸市上本郷4611番地　αＮＥＸＴ北松戸第１－２―101号
債務者　本田　雅春
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６１１号
千葉県柏市豊四季台４丁目１番76―301号
債務者　竹内　宣良
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６１４号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷３丁目６番43号
債務者　藤嶋　和城
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６１９号
千葉県柏市柏1313－４　ヒデパレス102、住民票上の住所千葉県松戸市新松戸６丁目89番地　ライオンズマンション新松戸502号
債務者　星　　淳貴
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６４８号
千葉県松戸市小金清志町３丁目58番地　アミティ月見里203号
債務者　戸松　裕二
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１２４号
山口県光市光井７丁目17番18―401号
債務者　片山　哲成
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１２５号
山口県周南市大字徳山6775番地の８
債務者　岡林　秀樹
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１２６号
山口県周南市大字徳山6775番地の８
債務者　岡林由美江
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１５３号
山口県下松市大字末武上632番地23
債務者　豊島不二子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山口地方裁判所周南支部